

令和元年台風第15号、19号及び10月25日の大雨被害に対する支援策

1. 資金の調達をしたい

制度資金	資金の概要	貸付利率 <small>(R2年1月21日時点)</small>	問い合わせ先
県単農業災害対策資金	災害により被害を受けた農業者の経営の早急な再建を支援するため、事業の再生産に必要な資金や施設の復旧に必要な資金を融資します。	無利子	各市町村
農業近代化資金	農業者に対し、設備資金などを低利で融資します。	0.20%	各農業事務所、最寄りのJAなど
農林漁業セーフティネット資金	災害により経営状況が悪化した農林漁業者のために資金を融資します。	0.16%	(株)日本政策金融公庫 千葉支店
農林漁業施設資金 (災害復旧分)	災害により被害を受けた農林漁業者に対し、農業などの復旧に必要な設備資金を融資します。	0.16～0.20%	
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者に対し、設備資金などを低利で融資します。	0.16～0.20%	
経営体育成強化資金	農業者に対し、設備資金などを低利で融資します。	0.20%	

※災害復旧に必要な資金の借入れには、**市町村の発行する罹災証明書が必要**です。

※台風第15号等により被災した農業者が借入れる災害関連資金については、(公財)農林水産長期金融協からの利子助成により、貸付当初5年間実質無利子となります(令和2年3月31日までに貸付けられた資金が対象)。

2. 被災した農業施設の復旧をしたい

※本事業の要望調査は終了しています。

台風第15号等による被災農業者支援事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (被災農業者支援型))

被災した農業用ハウスなどの復旧及び撤去に要する費用に対し、被災農家の負担が1/10程度となるように、県単独で上乗せ支援を行います。

対象者

台風第15号等により被災した農業者

補助対象

※県の上乗せは、20万円以上の事業費が対象です。

台風第15号等により被災した農業用施設（農業用ハウス、果樹棚（多目的防災網）、畜舎等）や機械の再建（再取得）、修繕、撤去

補助率

※施設の状況により、補助率が変わる場合があります。

共済加入者：国（共済金の国費相当額を合わせて最大5/10） 県（2～4/10）

共済未加入者：国（3/10）、県（4/10）、市町村（2/10）

その他

- ・本事業による支援は、市町村を通じて行われます。
- ・補助対象となる施設が園芸施設共済の引受対象となる場合は、事業完了後（竣工後）に園芸施設共済等への加入が必要です。

3. 農業用ハウスの補強をしたい

※本事業の要望調査は終了しています。

経営体育成支援事業

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (地域担い手育成支援タイプ))

台風第15号等により被害を受けた農業用施設の再建・修繕を契機として、当該施設を補強するための経費を補助します。

対象者

適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

補助対象

復旧にあわせてハウス等を補強するための経費
(事業費(補強分)が50万円以上の取組が補助対象です。)

補助率

国 3/10 県 2/10 (上限額 500万円)

その他

- ・本事業による支援は、市町村を通じて行われます。
- ・被災農業者支援型と一体的に申請・実施することができます。

